

寒川町告示第33号

寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年寒川町条例第18号)第5条第2項において準用する同条例第4条の規定に基づき指定管理者の指定を行ったので、同条例第11条の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月31日

寒川町長 木村俊雄

- 1 指定をした日 平成27年3月31日
- 2 管理を行わせる公の施設の名称 寒川総合体育館
- 3 指定を受けた法人等 三幸株式会社
東京都千代田区神田駿河台三丁目3番地4
- 4 指定の期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで